

## 1. 国の制度としては対応可能である事項

### 1-3. 優秀なエンジニアを雇用するための相応な待遇

令和2年12月25日 作成

Q2. 現在、技術員（技官を含む。以下同じ。）は不足していますか。または、将来的に不足する見込みですか。

Q2-3. Q2において a または b の場合、具体的に何名ですか。（将来的に不足する見込みである場合、いつ頃ですか。）また、不足している要因は何ですか。

課題等の概要	課題対応等の整理	課題対応等の詳細
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 技術員に関する好待遇のポストとしては、博士の学位が必要な「学術研究員」のみであり、優秀なエンジニアを相応の給与で雇用することができない。</li> </ul>	国の制度的に可能	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「学術研究員」や「技術員」の待遇等については、国の制度として規定されているものではなく、各大学・研究機関において、人事施策の一環として規定されているものです。ご所属の組織の担当部署にご相談ください。</li> <li>● その際のご参考としましては、例えば、NICT においては、技術職にあたる身分として「研究技術員」があり、研究職にあたる「研究員」と同等の待遇で雇用することが可能となっています。また、理研 AIP においては、技術系職として「テクニカルスタッフ」や「技師」等の身分があり、所要の待遇で雇用しています。産総研においては、個々の事情に応じて、「テクニカルスタッフ」や「技術専門職」として雇用することが可能となっています。</li> <li>● 上記実績のある研究機関の規定等の詳細については、「AI人材獲得・人材育成及び研究環境整備に関するご意見フォーム」（※1）よりお問い合わせください。</li> </ul> <p>※1 <a href="https://form.cao.go.jp/cstp/opinion-0494.html">https://form.cao.go.jp/cstp/opinion-0494.html</a></p>